

第37号議案

「品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例」の概要

1 趣旨

工業標準化法が改正され、産業標準化法となったことに伴い、同法が定める「日本工業規格」（いわゆる JIS 規格）の名称が「日本産業規格」に改められた。

「品川区情報公開・個人情報保護条例」において、本件規格の名称が引用されていることから規定を整備する。

2 改正内容

新	旧
<p>第21条の11 第1項 (省略)</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る自己情報の本人であることを示す書類（第21条の9第4項の規定による利用停止請求にあつては当該本人の法定代理人であることを示す書類、同条第5項の規定による利用停止請求にあつては特段の事情を疎明する資料および当該本人の代理人であることを示す書類）を提示し、または提出しなければならない。</p> <p>第27条の2 前条第4項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>別表（第31条関係） (省略)</p> <p>備考</p> <p>1 および2 (省略)</p> <p>3 写しを交付する場合は、原則として日本産業規格 A 列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格 A 列4番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。</p>	<p>第21条の11 (省略)</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る自己情報の本人であることを示す書類（第21条の9第2項の規定による利用停止請求にあつては当該本人の法定代理人であることを示す書類、同条第3項の規定による利用停止請求にあつては特段の事情を疎明する資料および当該本人の代理人であることを示す書類）を提示し、または提出しなければならない。</p> <p>第27条の2 前条第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>別表（第31条関係） (省略)</p> <p>備考</p> <p>1 および2 (省略)</p> <p>3 写しを交付する場合は、原則として日本工業規格 A 列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格 A 列4番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。</p>

3 施行期日

公布の日